

令和8年6月22日

第2回世田谷区資源危機対策本部 次第

- (1) 中東情勢の影響を踏まえた新たな区民及び事業者支援の実施について
- (2) その他情報共有すべき事項

中東情勢の影響を踏まえた新たな区民及び事業者支援の実施について

1 主旨

ホルムズ海峡の事実上の封鎖による区民や事業者への影響調査結果を踏まえ、新たな区民及び事業者支援の実施を決定する。

2 庁内調査の結果概要

5月7日～5月22日までに実施した庁内調査から720件、6月8日以降の随時調査において6月19日現在19件の追加回答を得た（計739件）。主な影響類型は以下のとおり。（いずれも見込みを含む）

影響類型	概要
価格・予算増	原材料・燃料・物流コスト上昇による価格高騰による影響
供給不足・欠品	メーカー出荷停止・受注停止・在庫枯渇による影響
納期・工期遅延	発注後の入荷時期・金額・数量不確定による影響
事業継続・サービス低下	事業者の業務継続困難、サービス水準低下による影響
契約・入札リスク	見積有効期限切れ・予定価格乖離・入札不調による影響
区民負担	区民の改修需要減退・購買意欲低下・利用者負担増による影響
安全・衛生リスク	人命・健康・安全に直結する欠品・代替不能による影響

3 新たな区民及び区内事業者支援について

調査結果では、価格高騰により区民生活に影響が生じていること（地域経済循環の停滞リスク）及び価格高騰に加え、資材不足などにより区内事業者の経営に影響が生じていること（事業継続リスク）を確認した。

これらを踏まえ、中東情勢の影響を受けている区民及び区内事業者への支援として、以下の事業を実施する。なお、本件にかかる経費については、7月中に第2回区議会臨時会を招集し補正予算案を提案する。

（1）せたがやP a y ポイント還元の拡充

中東情勢悪化の影響を受ける区民生活と区内中小事業者の経営を下支えするため、せたがやP a y を活用したポイント還元への支援を拡充する。

【主な内容】

① 支援拡充内容

対象月	当初スキーム			支援拡充後スキーム	
	還元率	還元上限額／月		還元率	還元上限額／月
8月	最大3%	1,000 ポイント／月		最大10%	10,000ポイント／月
9月					(8月11日～10月10日)
10月				最大5%	3,000ポイント／月
11月					(10月11日～12月31日)
12月					

② ポイント還元率

店舗区分	還元率		
	最大 3 % (～ 8 月 1 0 日)	最大 1 0 % (8 月 1 1 日～ 1 0 月 1 0 日)	最大 5 % (1 0 月 1 1 日～ 1 2 月 3 1 日)
中小個店	3 %	<u>1 0 %</u>	<u>5 %</u>
準大型店 (コンビニ等)	2 %	<u>5 %</u>	<u>3 %</u>
大型店	0 %	0 %	0 %

- ③ 実施期間 最大 1 0 %ポイント還元
 : 令和 8 年 8 月 1 1 日 (火) ～ 1 0 月 1 0 日 (土)
 最大 5 %ポイント還元
 : 令和 8 年 1 0 月 1 1 日 (日) ～ 1 2 月 3 1 日 (木)
 ※予算上限に達し次第終了

- ④ ポイント有効期限 付与日から 6 か月後の末日

【経費 (令和 8 年度補正予算)】

歳出 4 9 0, 8 2 9 千円 (世田谷区商店街振興組合連合会への補助)
 内訳)

- ・事業費 (ポイント原資追加 補助率 1 0 / 1 0) 4 5 9, 8 9 7 千円 ※
- ・事務費 (チャージ手数料追加、事務局強化経費 補助率 3 / 4)
 3 0, 9 3 2 千円

※せたがや Pay ポイント還元拡充に係る全体ポイント (589, 497 千円) - 令和 8 年度当初予算充
 当分 (129, 600 千円) = 459, 897 千円

歳入 1 3 5, 6 9 4 千円 (物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)

(2) 新たな融資あっせん制度の創設

中東情勢悪化の影響を受ける区内中小事業者の支援のため、新たな融資あっせん
 「(仮称) 世田谷区中東情勢対応緊急資金融資あっせん」を創設する。

【主な内容】

- ① あっせん受付期間 令和 8 年 8 月上旬 (予定) ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日
- ② 本人負担利率 0 % (名目利率 2. 0 %、区負担利率 2. 0 %)
- ③ 資金使途 運転資金、借換資金 (世田谷区新型コロナウイルス感染症対策
 緊急融資の借換に限定し「⑨利用要件」を満たすなど要件あり)
- ④ 限度額 1, 0 0 0 万円
- ⑤ 返済期間 5 年以内 (据置期間 6 か月以内を含む)
- ⑥ 担保 原則不要
- ⑦ 保証人 法人の場合は必要となる場合あり。個人の場合は原則不要
- ⑧ 信用保証料 1 / 2 補助 (小規模企業者の場合、東京都が負担)

⑨主な利用要件

- ・世田谷区内に本店登記所在地（個人は住所又は主たる事業所）があり、同一事業を1年以上営んでいること
- ・法人都民税及び法人事業税（個人は住民税及び個人事業税）を滞納していないこと
- ・中東情勢の緊迫化に伴う原油・原材料価格の高騰等の影響により、資金繰りに支障が生じていること
- ・次のアかイのいずれかに該当していること
 - ア 申込月の前々月から申込月までの3か月間の売上高が、その前年同期と比べて20%以上減少していること
 - イ 申込月の前月から申込月の翌月までの3か月間の売上高が、その前年同期と比べて20%以上減少していること

【経費（令和8年度補正予算）】

歳出 36,099千円

- ・負担金補助及び交付金 33,703千円

内訳）利子補給金 23,719千円 ※

信用保証料補助 9,984千円

- ・委託料（事前審査等事務）2,396千円

※新たな融資あっせん分(58,809千円)－令和8年第2回区議会定例会補正額のうち

中東情勢対応分(35,090千円)＝23,719千円

歳入 なし

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年	6月	融資あっせん創設制度設計（都・保証協会等調整など）
	7月	第2回区議会臨時会へ補正予算案提出
	8月上旬（予定）	新たな融資あっせん募集開始
	8月11日	せたがやPayポイント還元（最大10%）開始
	10月11日	せたがやPayポイント還元（最大5%）開始